

## 陳情8-8(写)

### 路上駐輪対策についての陳情

#### 陳情の趣旨

1. 区条例に基づき自転車放置禁止区域での対策が実施されていることは十分に理解しているが、設置されている放置禁止の看板が、敷地内への駐輪動線や通行の妨げになっている箇所について、設置状況の点検および改善(移設や視覚的・物理的障害とならない配置への変更等)を行うこと。

2. 昨年10月からの対策強化にあたり、撤去を厳格化する一方で近隣駐輪場の場所や空き状況に関する案内が不足している。今後は、区民の利便性を損なわないよう、近隣駐輪場への正確な誘導や情報提供を徹底すること。

3. 議会において示された「生活の足としての自転車」の重要性を再認識し、単なる規制・排除に偏らない、生活実態に即した駐輪対策の議論を進めること。

#### 陳情の理由

台東区自転車の放置防止に関する条例に基づき、良好な歩行環境を確保するための取り組みが行われていることは承知しております。しかし、現在設置されている放置禁止の看板は、本来意図している放置抑止の効果を超え、私有地への出入りや駐輪作業を物理的に制限する障害物となっています。敷地内に適切に駐輪しようとする際、看板の設置位置によってその動線が著しく制限される現状は、速やかに改善されるべきです。

昨年10月からの対策強化に際し、毎日撤去を行う旨の掲示等はなされていますが、撤去後の代替案となる近隣駐輪場への誘導が極めて不十分です。単に「停めてはいけない」と規制するだけでなく、区民がどこに停めるべきかという具体的な案内を並行して行うことが、行政サービスとして適切かつ親切な対応であると考えます。

令和7年2月の交通対策・地区整備特別委員会において、青鹿公男委員より「台東区は23区でも一番狭い区で、本当に自転車というのがないと駄目で、自転車がマッチした区だと思っております」との発言がありました。この認識は多くの区民の生活実態を正確に捉えたものですが、現状の施策は区民の足を奪う議論ばかりが先行しているように見受けられます。生活に密着した自転車の利便性を維持しつつ、秩序ある駐輪環境を構築できるよう、看板の設置形態を含めた運用の見直しを強く求めます。

令和8年5月21日

台東区議会議長

石川 義弘 殿